福井県小規模事業経営支援事業

商工会 ふくい

INDEX

P2～　新事業展開・販路開拓支援
P5　金融支援
P7～　税務支援
P10　県内の景気動向
P11　施策情報
最終面　あなたの街の元気企業（山甚撚糸株式会社）

商工会は行きます 聞きます 提案します～会員満足向上運動～

発行所／福井県商工会連合会　〒910-0004　福井市宝永4-9-14　TEL(0776)23-3624　FAX(0776)25-2157　年4回(2・5・8・11月)1日発行

春号
No.45
2015.5

福井ふるさと百景
千古の家(坂井市)

会員事業所の持続的な発展に向けて 伴走型の支援を推進

～平成27年度 福井県商工会連合会重点事業～

本年度は、平成２６年度に成立した「小規模企業振興基本法」および「小規模支援法の一部改正法」を踏まえ、国・県の「小規模企業に焦点を当てる」政策を有効に機能させることで、小規模事業者の持続的な発展に向けた支援を強力に推進し、地域経済の再生に向けた維持、活性化に取り組んでいきます。

県連合会は商工会と連携し、経営革新、販路開拓など会員事業所の持続的な発展に向けて伴走型の支援を推進します。

［重点事業］

1. 「商工会中期行動計画」に基づく「商工会のあるべき姿に向けた行動計画」の推進と実行支援
2. 経営発達支援計画の全商工会認定と事業推進
3. 小規模事業者の持続的経営の支援
4. 消費税の円滑・適正な価格転嫁に向けた経営力向上支援

小規模支援法は、商工会などが、小規模事業者の経営支援に取り組むに当たり、国に経営発達支援計画を作成し認定を受けます。認定を受けた場合は、販路拡大のための補助金などが優先的に配分されるほか、地方自治体や金融機関との連携を強化した支援事業を行います。

本連合会は、同計画の全商工会の認定・実行に向け支援を行い、併せて、昨年度試行的に設置した高度支援チームの本格稼働による伴走型支援体制の強化を図ることで、会員事業所の持続的な発展をより一層支援します。

国・県の企業支援制度について

福井県商工会連合会と商工会は、認定支援機関として国・県の施策を活用しながら、中小・小規模事業者の新事業展開や新商品開発販路開拓を支援していきます。

具体的には、補助金・助成金の紹介や、申請に係る書類作成のお手伝いを行っています。

小規模事業者持続化補助金

このような販路開拓への取組みを商工会が応援します

平成26年度補正予算「小規模事業者持続化補助金事業」の公募が開始されています。

本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

内　　容：小規模事業者が、商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用の2／3を補助します。
補助上限額：５０万円（①雇用を増加させる取り組み②従業員の処遇改善に取り組む事業者③買い物弱者対策の取り組みついては、100万円が補助上限となります。）

公募期間：第１次締め切り　～３月２７日（金）（終了）
第２次締め切り　～５月２７日（水）締切日当日消印有効

そ の 他：詳しくは、公募要領等を福井県商工会連合会ホームページからダウンロードして下さい。
http://www.shokokai-fukui.or.jp/
※申し込みにあたり、補助金申請事業者が所在する地区の商工会で書類を確認する作業が必要のため、余裕を持った日程で、商工会（商工会議所地区の事業者の方は商工会議所）にご相談ください。

県内171事業所が申請（小規模事業者持続補助金第1次受付分の状況）

上記、小規模事業者持続化補助金の福井県内の第１次締め切り分の受付件数は、１７１件で、業種別内訳では、販路開拓の補助金ということもあり卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業で申請件数の半数（５２.０％）を占めていますが、次いで、製造業（１５.２％）、建設業（１１.７％）となっています。これは、この補助金が、チラシの作成や広告の出稿、展示会への出展など販路開拓に直接関わるものだけが対象経費ではなく、販路開拓につながる備品、機器など間接的なものまで、かなり幅広く補助金の対象となっているためと思われます。

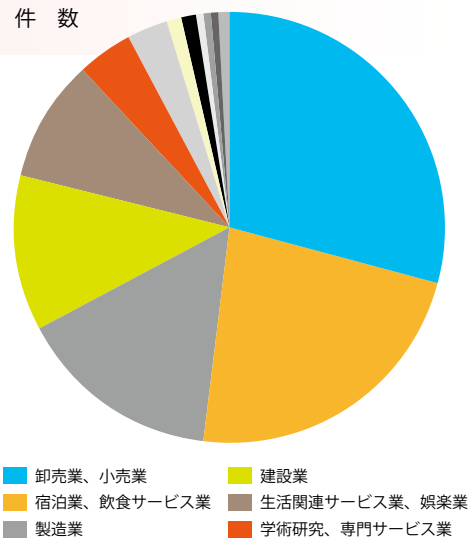

公募期間は５月２７日（水）までです。

申請準備にはある程度の時間が必要ですので、早めに商工会にお問い合わせください。

新分野展開スタートアップ支援事業

中小企業が、既存事業の経営資源を活用して取り組む経営の多角化や事業転換への経費の助成および支援機関による経営サポートを行います。

新しい分野への展開事例としては・・・
・卸・小売業から製造業への展開
・建設業から建設機械卸売業への展開
・眼鏡製造業から医療用品製造業への展開　など

助成対象者	中小企業のうち年間売上が１０億円未満の者
対象経費	経営の多角化や事業転換に必要な経費
助成率	２／３
助成限度額	１，０００万円

上記内容は、平成26年度のもので、平成27年度については現在検討中です。

募集予定：7月下旬～8月下旬　　交付決定：平成28年1月頃
※応募にあたっては、商工会等の意見書が必要になります。

ふくいの逸品創造ファンド

目　　的：県内の中小企業者等が、地場産業をはじめ地域の特色ある「ふくいの強み」を活かして創意工夫のある新商品・新サービスを開発、あるいは地域の特色ある商品をお持ちの事業所で新販路の開拓に取り組む等、顧客を獲得する取組みに対して、支援します。

具体的には　・・・　恐竜ブランドを活用した新商品の開発・販路開拓
コシヒカリの米粉を活用したお菓子の開発・販路開拓　など

内　　容：

・恐竜ブランドビジネス化支援事業 ・スポーツ・医療関連分野展開による新事業創出支援事業 ・新たな土産品開発による「おもてなし」支援事業		助成率 2/3　助成限度額 600 万円
・地域資源等を活用した新商品開発・販路開拓支援事業		
	一般（嶺南地域の企業が行う取り組みは特別枠を設定）	助成率 1/2　助成限度額 500 万円
	ふくいの手しごと承継	助成率 2/3　助成限度額 300 万円
	新事業継承	助成率 2/3　助成限度額 500 万円
	海外展開	助成率 2/3　助成限度額 500 万円
企業連携による産地競争力モデル事業		
	繊維・眼鏡・伝統工芸品・農商工	助成率 2/3　助成限度額 600 万円
	小規模企業	助成率 2/3　助成限度額 300 万円

上記内容は、平成26年度のもので、平成27年度については現在検討中です。

募集予定：７月～８月　　交付決定：１０月頃

ふくいの老舗企業チャレンジ応援事業

県内小規模老舗企業の事業継続や地域に親しまれた商品、サービスの次世代への保存を図るため、老舗企業の新たなチャレンジを応援します。

【活用例】

永年地域で愛されている老舗和菓子屋をカフェスタイルのお店に改装する際の費用　など

対　象　者	・福井県内に主たる事業所を有し、創業から３０年以上を経過しており、主に一般消費者に対して自社独自の商品、サービスを提供する小規模企業者 ・商工団体等と連携して事業計画書を策定し、今後５年間の事業を継続する意欲がある小規模企業者
対 象 事 業	・既存および新規事業用建物の改装および設備導入等の事業継続に必要となる取り組み ・商品製造等に要する施設改装、設備の導入、商品、サービス等の販路開拓のための広報 など
対 象 経 費	・既存および新規事業用建物の改装、設備導入にかかる費用（建物修繕費、構築物費、機械装置費など） ・既存および新規事業用建物の改装、設備導入に附帯する費用（工具・器具・備品費、広報費など）
助成率および助成限度額	・助成率 2/3以内（助成限度額 300万円）

■募集予定

・募集期間：～5月15日（金）　審査： 6月上旬　交付決定：6月下旬

※　応募にあたっては、商工会等の意見書が必要になります。

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金

■目　的

・地域の工場・オフィス・店舗等の省エネに役立つ設備の導入等を支援します。
例えば・・・工場事務棟のエアコンを補助対象機に付け替え、照明をLEDに変更する際の費用など。

対　象　者	・事業活動を営んでいる法人及び個人事業主
支援内容・支援規模	最新モデルの省エネ機器等の導入支援（A類型） ①最新モデルかつ ②旧モデルと比較して年平均１％以上の省エネ性能の向上が確認できる機器等の導入を支援します。
補　助　率	１／２以内（中小企業・小規模事業者） ・補助対象経費下限　５０万円（上限１.５億円）

■募集期間　～平成２７年１２月１１日（金）

※　交付決定額の合計が予算額に達した場合、募集期間内であっても申請の受付を終了することがあります。

※　地域の工場・オフィス・店舗等の省エネ促進（B類型）については、募集は終了しましたのでご注意ください。

マル経資金（小規模事業者経営改善資金）について

マル経融資は、商工会等の「融資の推薦」を受けた方だけが利用できる融資制度です。

融資対象	常時使用する従業員数	商業・サービス業：　５人以下の事業者 製造業・その他：２０人以下の事業者
	・商工会等の経営指導を原則6か月以上受けている方 ・同一地区で1年以上事業を営み、税金を完納されている方 ・商工業者で、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方	
融資限度額	２，０００万円	
返済期間	運転資金　７年以内（据置期間　１年以内） 設備資金１０年以内（据置期間　2年以内）	
融資機関	日本政策金融公庫　国民生活事業	
利率	1.25%（平成27年4月10日現在）	

※融資には審査がありますので、ご希望に添えない場合がございます。

マル経融資の特徴

- 担保不要！保証人不要！（保証協会の保証も不要です）低金利！
- 返済は元金均等月賦返済。（残債方式で、利息は毎月減額します）
- 融資限度額の範囲内で重複や借り換えの利用も可能。

こんな時にご活用ください

- 運転資金として　仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなどに
- 設備資金として　工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入などに

さらに！マル経の金利が優遇されます！

県では、日本政策金融公庫が取り扱うマル経資金（小規模事業者経営改善資金）について、当初２年間の利子のうち０．５％分の利子補給を行っていますが、平成27年度についても引き続き利子補給を実施します。

対象者	平成27年４月１日から平成28年３月31日までにマル経資金の融資を受けた者 （※これまでに利子補給を利用された方については、借り換え充当分を除く新規の借り入れ分が補給対象。）
補給額	利子のうち0.5%相当分 １.２５%（平成２７年４月10日現在）－0.5% ＝ 実質利率０.７５%
補給期間	貸付から2年間

※地域によっては、市町よりさらに補給される場合があります。

急激な円安の影響を受けた事業者の資金繰りを支援！
＜福井県制度融資＞

福井県では、急激な円安による利益の減少等、一時的に資金繰りが悪化する中小企業者を支援するため、県制度融資（経営安定資金）の融資対象者に、新しく［為替変動対策分］を追加しました。

【経営安定資金の概要】

融資対象者	県内において、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であって、売上高の減少、利益率の減少などから、資金繰りが悪化している方 ①最近３か月の売上高が前年もしくは２年前の同期に比して３%以上減少、または、平均売上総利益率もしくは平均営業利益率が前年同期に比して３%以上減少している方 ②売上原価の２０%以上を占める原油等の最近1か月の仕入れ単価が前年同月に比して２０%以上上昇している方 など 保証料１／３を県が負担 **為替変動対策分（平成 27 年3月 10 日より取扱開始）** 原材料価格の高騰など、急激な為替変動の影響を受けたことにより、**最近1か月**の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年同月に比して**10%以上減少**、かつ、**その後2か月を含む3か月間**の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年同期より**10%以上減少**が見込まれる方
融資限度額	８，０００万円
融資期間	運転資金、設備資金とも７年以内（据置期間１年以内）
融資利率	年1.20%～1.30%以内（保証協会の保証が必要です）※平成27年4月1日現在
保証利率	年０．３５～１．７０% （※為替変動対策分の場合 １／３を県が負担します）

福井県信用保証協会の保証を付けない場合、１．６０%です。
・別途、金融機関 および 信用保証協会の審査があります

また、経営安定資金のほかにも、福井県では、用途に合わせて様々な融資制度がありますので、お気軽に商工会までお問い合わせ下さい。

商工貯蓄共済貸付

普通貸付

◆貸付期間・利率

３年以内	年２．３５%
３年超５年以内	年２．８５%
５年超８年以内	年２．９５%

（但し　借入金額が５００万円を超える場合）

◆貸付限度額

積立金の２倍以内で純債額（借入申込金額－積立金額）が３００万円まで

範囲内貸付

◆貸付期間

貸付金額が５００万円以内……５年以内
貸付金額が５００万円超　……８年以内

◆貸付利率　１．５%

金利優遇制度

詳しくは商工会にお尋ね下さい。

平成27年度税制改正(中小企業・小規模事業者関係)について

◆ 法人実行税率の引き下げ

企業の負担を軽減することで、景気回復を後押しするため、平成 27 年度から 2 年間で 3．2 9％引き下げ

年度	現　行	２７年度	２８年度
法人実効税率	34.62%	32.11% （現行より△ 2.51%）	31.33% （現行より△ 3.29%）

◆ 中小企業に係る軽減税率の延長（2年間）

資本金 1 億円以下の中小企業等に適用される国税の法人税率軽減（１５％）が、平成 28 年度末まで 2 年延長されます。

法人税法における税率（本則）		租税特別措置法における軽減税率
年８００万円以下の所得金額	１９%	１５%
年８００万円超の所得金額	２３．９%	―

◆ 所得拡大促進税制の拡充（3年間）

所得税拡大促進税制の給与増加要件が緩和されます。

【要件】

・給与等支給額の総額が、平成 24 年度から一定の割合以上増加（下記参照）
・給与等支給額の総額が前の事業年度以上
・給与等支給額の平均額が前の事業年度を上回る場合

平成２４年度（基準）		平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
現　行		３％増	５％増	５％増
改正後	大　法　人	３％増	４％増	５％増
	中小企業者	３％増	３％増	３％増

※赤字は、今回緩和点

◆ 商業・サービス業活性化税制の延長（2年間）

商業・サービス業を営む中小企業者が、商工会等の経営改善等の指導を受けて、店舗等の設備融資を行った場合（「器具・備品」であれば 30 万円以上、「建物附属設備」であれば 60 万円以上）、取得価格の 30％の特別償却または取得価格 7％の税額控除が認められる制度。平成 27 年 3 月末までの適用期限が、2 年延長されます。

そのほかの改正として、中小企業等の貸倒引当金の特例の延長、受取配当益金不算入制度の縮減などがあります。

マイナンバー（社会保障・税番号制度）について

今年、10 月から、国民一人一人にマイナンバー（個人番号）が通知され、来年 1 月から番号が利用開始されます。また、民間事業者も、税や社会保障の手続きでマイナンバーを取り扱うことになります。

マイナンバー
広報キャラクター
「マイナちゃん」

平成27年10月からマイナンバーが通知されます

・住民票を有するすべての人に、1 人 1 つの番号（12 桁）が通知されます。
・市区町村から、住民票の住所にマイナンバー通知カードが送付されます
・マイナンバーは一生使うものです。原則、番号は一生変更されません。
・法人にも 1 法人 1 つの法人番号（13 桁）が指定されます。

民間企業でもマイナンバーを取扱います

民間事業者でも制度開始に向けた**準備が必要**です。

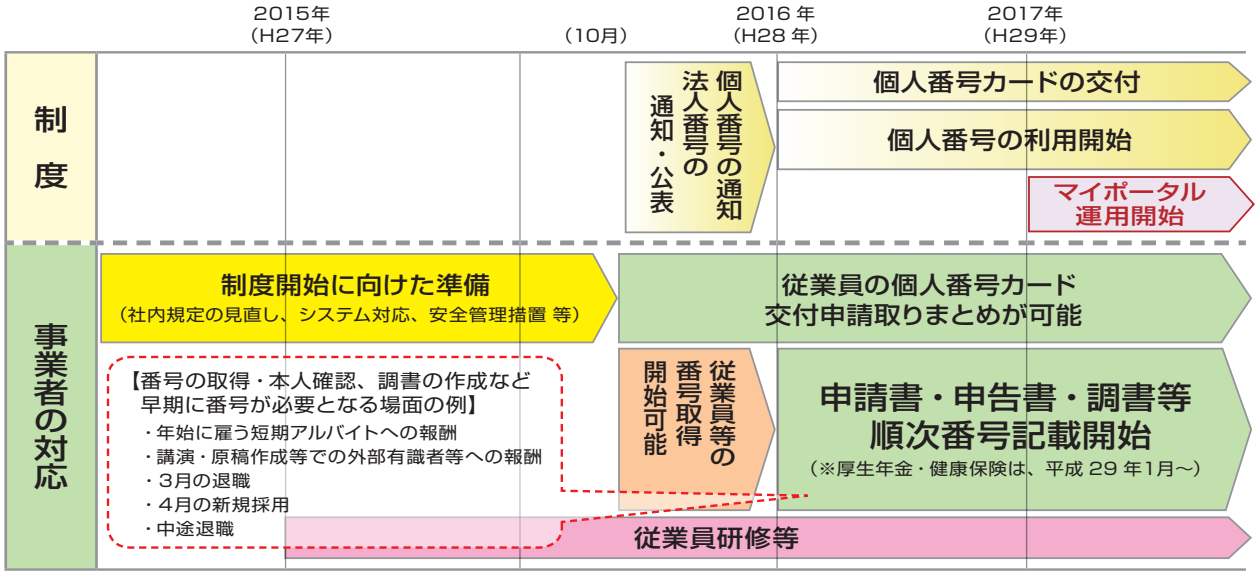

安全管理措置について

マイナンバーは、個人情報保護のために、その管理に当たっては、安全管理措置などが義務付けられます。

企業は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

中小企業（中小規模事業者）に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。

中小企業（中小規模事業者）における対応方法	
＜組織的安全管理措置＞ ・組織体制の整備 ・取扱規程等に基づく運用 ・取扱状況を確認する手段の整備 ・情報漏洩事案に対応する体制の整備 ・取扱状況把握及び安全管理措置の見直し	＜人的安全管理措置＞ ・事務取扱担当者の監督 ・事務取扱担当者の教育
＜物理的安全管理措置＞ ・特定個人情報等を取り扱う区域の管理 ・機器及び電子媒体等の盗難等の防止 ・電子媒体等を持ち出す場合の漏洩等の防止 ・個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄	＜技術的安全管理措置＞ ・アクセス制御 ・アクセス者の識別と認証 ・外部からの不正アクセス等の防止 ・情報漏洩等の防止

※「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、一定の事業者を除く事業者。

マイナンバーはいつから誰がどのような場面で使うの？

平成 28 年 1 月からマイナンバーを利用します。

平成 28 年 1 月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。
例えば…

- 毎年 6 月の児童手当現況届の際に、市町村へマイナンバーを提示。
- 証券会社や保険会社は、マイナンバーの提示をうけ、顧客のマイナンバーを税務署へ提出。
- 勤務先は、マイナンバーの提示を受け、源泉徴収票などに記載。

社会保障関係の申請書等に、マイナンバーを記載して提出します

分野	主な届出書類等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届　等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届　等	平成 28 年 1 月 1 日提出分 ～
健康保険・厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者（異動）届　等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等	平成 29 年 1 月 1 日提出分 ～

税務関係の申告書などに、マイナンバーを記載して提出します

	記載対象	番号の記載及び提出時期
所得税　（国　税） 個人住民税　（地方税） 個人事業税　（地方税）	平成 28 年 1 月 1 日の属する年分以降の申告書から	平成 28 年の場合 ➡ 平成 29 年2月 16 日から3月 15 日まで （個人住民税及び個人事業税は平成 29 年3月 15 日まで）
法人税　（国　税） 法人住民税　（地方税） 法人事業税　（地方税）	平成 28 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成 28 年 12 月末決済の場合 ➡ 平成 29 年2月 28 日まで （延長法人は平成 29 年3月 31 日まで）
法定調書　（国　税）	平成 28 年 1 月 1 日以降の金銭等の支払等に係る法廷調書から (注)	（例）平成 28 年分特定口座年間取引報告書 ➡ 平成 29 年 1 月 31 日まで
支払報告書　（地方税）	平成 28 年分の支払報告書から	（例）平成 28 年分給与支払報告書 ➡ 平成 29 年 1 月 31 日まで
申請書・届出書　（国税・地方税）	平成 28 年 1 月 1 日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）のコールセンター（お問い合わせ）

内閣府大臣官房番号制度担当室及び内閣官房社会保障改革担当室では、一般の方からのお問い合わせに対応するため、マイナンバーのコールセンターを開設しています。
制度について、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

電話番号　**0570-20-0178**（マイナンバー）　<全国共通ナビダイヤル>
対応時間　平日９時３０分～１７時３０分　（土日祝日・年末年始を除く）

中小企業景況調査　（平成27年1月～3月期）

福井県商工会連合会では、福井県内商工会員165企業に対して年４回景況調査を実施しています。

県内景気動向天気図（前年同期比）

業種別／項目別	売上額	仕入単価	採　算	資金繰り	従業員数	業　況
全　体						
ＤＩ値	▲ 25.0	37.0	▲ 33.2	▲ 22.2	▲ 3.9	▲ 26.9

ＤＩ値	100～15.1	15～0.1	0～－15	－15.1～－40	－40.1～－100
天気図					
傾　向	好転	やや好転	やや悪化	悪化	大幅に悪化

※ DI 値は、ディフュージョン・インデックス（景気動向指数）の略で、増加（上昇・好転）企業の割合から減少（低下・悪化）企業の割合を差し引いた値を示すもの。仕入れ単価はプラスになるほど悪化となります。

［業界全体の業況］

前期（平成 26 年 9 月～ 12 月期）において改善がみられましたが、今期（平成 27 年 1 月～ 3 月期）は再び悪化しました。来期（平成 27 年 4 月～ 6 月期）については再び改善する見通しとなっており、一進一退の状況が続いています。

会員情報（経営動向）調査報告（平成27年１月～３月期）

会員企業から、経営指導員が直接伺い経営動向に関する内部要因について意見を収集しています。その中から抜粋して紹介させていただきます。

建 設 業		
①土木工事業	・公共工事の発注の減少で資金繰りが悪化している。	（丹南地区）
	・公共工事請負に係る社会保険の加入が課題となってきている。	（高志・福井地区）
製 造 業		
①金属製品加工業	・鉄骨建物の鉄骨加工を行っている。都市部の大型物件の受注は比較的好調である。	（高志･福井ブロック）
②樹脂加工業	・受注に対して、慢性的な人不足である。ハローワークを通じて採用しているがなかなか定着しない。	（高志・福井地区）
小 売 業		
①鮮魚小売業	・お得意様の高齢化により年々売り上げが減少している。	（坂井地区）
②衣料品販売	・即金払いの卸売業者が増加しており、資金繰りは年々厳しくなっている。	（丹南地区）
サービス業		
①飲食業	・店舗での営業が芳しくなく、加工品のネット通販や物産展での販売に転換しつつある。そのため、販売手数料など付随経費が増加し経営を圧迫している。	（丹南地区）
	・高速道路開通後、新しい団体客が来るようになったが、収容人数の問題から断ることがある。繁閑差が大きく人員体制や仕入れ量の調整が難しい。	（嶺南地区）
②自動車整備業	・業界全体の競争激化の中、法的規制をクリアするための設備投資に迫られているが、資金繰りが厳しい。	（高志・福井地区）
③旅館業	・原発稼働停止に加え、消費税増税の影響もあり売り上げの減少が止まらない。	（嶺南地区）

商工貯蓄共済制度
満期到来据置金金利優遇キャンペーン実施中

期間中に、商工貯蓄共済制度（モデル 1.3.4.6）の満期を迎え、払い出しせずにそのまま積立金を据え置いた方を対象に、据置開始からの１年間、通常金利に、優遇金利が上乗せされお得です。是非ご利用ください。

通常金利 **0.23%** ＋ さらに上乗せ！ 優遇金利 **0.15%**

1．対象期間　平成 27 年４月 ～ 平成 28 年３月の満期据置
2．優遇期間　据置開始から１年間

・金利優遇の適用を受けた満期据置が１年を待たずに解約された場合は、優遇金利は適用されません。通常金利のみとなります。
・１年経過後は通常金利となります。
・表示の通常金利は、平成 27 年４月１日現在のものです。金利情勢により変動する場合もあります。
・優遇金利は変動しません。
・詳しくは、商工会までお問い合わせください。

医療費負担に備え、安心を提供します。
休業補償・医療共済制度
ご家族も加入できるワイドな補償！！

●国内・国外を問わず 24 時間日常生活のケガに対する補償
休業補償共済（傷害総合保険） ➡ 個人での加入に比べて **28% 割引**（適用割引）

●国内・国外を問わず病気・ケガに対する補償
医療共済（新団体医療保険＋傷害総合保険） ➡ 個人での加入に比べて **20% 割引**（適用割引）

引受保険会社　損害保険ジャパン日本興亜㈱
詳しくは、商工会までお問い合わせ下さい。

自動車税の納期限は 6月1日(月)です。

便利で確実な口座振替が利用できるようになります。

来年度以降の自動車税について『口座振替』が利用できます。
詳しくは、最寄りの金融機関や福井県税事務所（嶺南振興局税務部）へご相談ください。

コンビニ納税できます！

金融機関の他、コンビニエンスストアで納めることができます。
※軽自動車税は、各市町へご確認下さい。

施策情報

国県の施策を活用し、技術開発および人材育成に取り組む

山甚撚糸株式会社　業種：製造業（撚糸業）支援商工会：福井東商工会

企業紹介

山田雅浩　社長

昭和３７年より、福井市美山地区で、衣料品や産業資材を中心とした化学合成繊維の糸加工を営んでいます。県内産地の化合繊が海外の低価格製品等の影響を受け厳しい状況にあり、また、未だ旧態然とした商社等からの受注待ち型ビジネスモデルが多い中で、当社においては、より川下に近い企業と連携しながら、市場ニーズを吸い上げ、そのニーズと当社の技術・ノウハウをリンクさせながら、独自性・差別化要素を確立することを重点に置いて事業を発展させています。

商工会を活用して

当社は、付加価値の高い新技術の開発をこれまでも多く実施してきましたが、市場ニーズにより、より難易度の高い高機能・多機能の化学繊維糸の開発を求められております。

その開発の実現可能性を高めるための、試作開発及び設備投資等が必要になりました。そこで、商工会に相談したところ、補助金制度の活用を提案され、事業計画の策定及び申請書類の作成等についての支援を受けました。

補助金を活用できたことはもちろんのこと、事業計画を策定することで、課題や事業スケジュール等も目に見える形で明確になったことも大きなメリットでした。最初の支援を受けて以来、新たな技術開発の際には、商工会に相談し、より目的に見合った補助金等（ものづくり補助金、逸品創造ファンド等）の施策を現在進行形も含め有効活用させていただいています。

また、新たな技術開発等に伴い、従業員も３０名近くまでなる中で、自分１人のマネジメントでは限界に達しており、中核人材の育成と権限移譲・組織化等が大きな課題となっていました。

これについても、商工会より、県の実施していた「技術後継者育成補助金」やふくい産業支援センターの「中小企業人材育成力強化事業」等の活用の提案を受け、独自カリキュラムの従業員研修等を実施し、従業員にも非常に好評であり、今後も継続的に自社にて実施する予定であります。

さらには、商工会に薦められ、従業員のモチベーション向上や自分の働く会社に誇りを持ってもらえるよう、経済産業省の実施する「がんばる中小企業・小規模事業者３００社」にも応募し、県内では５企業のうちの１社に選定され、表彰もいただきました。

いずれにせよ、当社は糸加工のプロであると自負していますが、商工会は、施策活用のプロであると思っています。我々が知らないような支援施策等を提案・活用支援いただけますので、皆様も商工会を有効活用することで、事業発展の一助としてください。

～支援担当職員より～

加藤剛さん（福井東）

山甚撚糸㈱さんについては、美山地区内に下請け企業も多数あり、繊維関連企業が軒並み厳しい業況の中で、それら下請け企業も含め地域を支える企業として頑張っておられます。商工会としては、旧態然としたビジネスモデルを変革し、「自立化＝下請け脱却」（２．５次産業化）を目指す同社から、様々な支援要望があり、特に国・県等の支援施策の有効活用を提案・支援してきました。

同社に限らず、昨年の「小規模企業基本法」の成立等により、現在、地域の小規模企業への支援施策も充実していますので、県内の商工会会員企業の皆様も、この施策を十分に活用するためにも、商工会をどんどんご利用いただけたらと思います。